

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	近畿財務局長	
【提出日】	平成27年8月11日	
【会社名】	シークス株式会社	
【英訳名】	SIX Corp.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桔 梗 芳 人	
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町一丁目4番9号	
【電話番号】	06（6266）6400（代表）	
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 丸 山 徹	
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区備後町一丁目4番9号	
【電話番号】	06（6266）6400（代表）	
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 丸 山 徹	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。	788,338,980円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年8月11日に四半期報告書（第24期第2四半期（自平成27年4月1日至平成27年6月30日））を近畿財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成27年6月23日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成27年7月6日、平成27年8月5日付及び平成27年8月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「平成27年12月期第2四半期の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成27年12月期第2四半期の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」においては、（訂正前）と（訂正後）の記載を比較するため、参照書類としての有価証券報告書等の記載内容からの変更及び追加箇所を示すために付された_____ 罫は表示していません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第23期（自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日） 平成27年 3 月27日近畿財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第24期第 1 四半期（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日） 平成27年 5 月12日近畿財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年 6 月23日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成27年 3 月30日に近畿財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年 8 月 5 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく臨時報告書を平成27年 8 月 5 日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第23期（自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日） 平成27年 3 月27日近畿財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第24期第 1 四半期（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日） 平成27年 5 月12日近畿財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第24期第 2 四半期（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日）平成27年 8 月11日近畿財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年 6 月23日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成27年 3 月30日に近畿財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年 8 月 5 日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく臨時報告書を平成27年 8 月 5 日に近畿財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年6月23日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については 〃で示しております。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成27年6月23日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

（省略）

（訂正後）

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年8月11日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成27年8月11日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスクの全文削除